

国立那須甲子青少年自然の家利用申込審査要領

令和5年7月22日

所 長 裁 定

令和8年4月 1日

一 部 改 正

国立那須甲子青少年自然の家利用細則（以下「利用細則」という。）第3条に基づく所定の様式による利用の承諾にあたっての審査方法について、次のとおり定める。

1 初回利用団体又は受付制限後初回の利用団体の審査

（1）初めての利用にあたっては、次の事項について留意し、確認の上で利用申込団体の審査を行うものとする。

ア）利用申込み団体の設立趣旨・目的、日頃の活動内容が独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下、「利用規則」という。）第6条に掲げる行為を行う団体又は行うおそれのある団体に該当しないこと。なお、確認に当たっては、団体の設立趣旨・目的・団体構成員名簿、具体的な活動内容が記述されている資料等（例：定款、規約、会則、要覧、団体概要 等）をもって確認する。

イ）法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある団体でないこと。

ウ）利用細則第5条に基づく利用申込の受付制限を行った団体に関係する団体でないこと。

エ）社会情勢等に鑑みて、当該団体が当施設で活動を行うことによりメディア等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、当施設の中立性やイメージ、信頼性を低下させる恐れのある団体でないこと。

（2）当施設は、必要に応じ、利用申込の内容以外の当該団体の活動について確認を行うものとする。

（3）利用細則第5条に基づく利用申込の受付制限を行った団体の制限解除後の初回の利用に係る審査においては、受付制限を行った活動内容等が、きちんと改善がなされているかの確認を行うものとする。

2 利用申込の審査

（1）利用申込の審査にあたっては、次の事項について留意し、確認するものとする。なお、確認に当たっては、本研修の目的・活動内容・主たる対象者が明記されている企画書、開催要項、募集要項・実施要領等をもって確認する。

- ア) 利用申込の内容及目的が利用規則第 6 条に掲げる行為に該当していないこと。
 - イ) 利用申込の内容及、利用規則第 8 条による活動の範囲となっていること。
 - ウ) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある活動内容でないこと。
 - エ) 社会情勢等に鑑みて、当該団体が当施設で活動を行うことによりメディア等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、当施設の中立性やイメージ、信頼性を低下させる恐れのある活動内容でないこと。
- (2) 当施設は、必要に応じ、研修計画について指導及び助言を行うものとする。
- (3) 上記 1 及び 2 に掲げる留意すべき事項について疑義が生じたときは、利用申込の団体に対して、次に掲げる資料を求めるほか、必要に応じ当該団体のホームページ等の公開情報を参照して、所定の申込書との不整合がある場合は確認を行うものとする。
- ア) 当該団体の過去の活動実績（事業報告書等）
 - イ) 当該研修計画の過去の活動実績（実施報告書等）
 - ウ) その他必要と認める資料

3 利用の諾否の決定

利用申込の審査終了後、速やかに利用細則第 4 条に基づく利用の諾否の決定を行う。

4 その他

この審査要領に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。